

欧洲改正 RoHS 指令(2011/65/EU)への対応について

平素より三菱ギヤードモータに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2017年7月22日より欧洲改正RoHS指令適用が開始となり、対象製品は2017年7月22日以降に欧洲で販売する場合、同法への対応が必要となります。

つきましては、三菱ギヤードモータの対応について下記の通りお知らせいたします。

記

1.欧洲改正 RoHS 指令について

2017年7月22日以降、三菱ギヤードモータが欧洲改正 RoHS 指令 2011/65/EU(以下 RoHS II 指令)の規制対象となります。

RoHS II 指令に適合しない旧型の製品は、2017年7月22日以降より欧洲への輸出(上市)ができなくなります。欧洲輸出へ該当する場合は、RoHS II 指令に対応した機種への切替を進めて頂きますよう、お願い申し上げます。

2.対象機種

ギヤードモータ EN 規格準拠品全て

	シリーズ名	容量	規格対応
平行軸	GM-S	0.1~0.4kW	EN 規格準拠品
	GM-SP	0.75~2.2kW	
	GM-D	0.4kW	
	GM-DP	0.75~7.5kW	
	GM-LJP	11~37kW	
	GM-PJP	3.7~55kW	
	GM-SSY	0.1~0.4kW	
直交軸	GM-SSYP	0.75~2.2kW	EN 規格準拠品
	GM-SHY	0.1~0.4kW	
	GM-SHYP	0.75~2.2kW	
	GM-DPY	3.7~11kW	

3.RoHS II 指令対応時期

2017年7月3日 生産分から

(補足)

- ・従来はギヤードモータに CE マーキング表示するためには低電圧指令等に適合する必要がありました。たが、2017年7月22日以降に欧洲に輸出(上市)するギヤードモータは RoHS II 指令に適合することで CE マーキング表示が可能となります。
- ・RoHS II 指令では該当する規制物質の含有が閾値未満であること(従来の RoHS I 指令 2002/95/EC と類似の内容)だけでなく、ギヤードモータ本体への CE マーキング表示、自己宣言書/技術文書類の整備などが必要となります。

以上

発行日付	2017年6月	件名	欧洲改正 RoHS 指令(2011/65/EU)への対応について	三菱電機 FA 産業機器株式会社 〒819-0192 福岡市西区今宿東1-1-1 TEL (092) 805-3141
------	---------	----	----------------------------------	---